

令和8年度の主な変更点

<制度の変更>

- 共通**：工事を行う敷地内で、同一事業区分の複数申請は不可
軽微な変更については、変更届の必要なし
地方消費税の納税証明書の提出が必要
- 木造化**：補助要件を県産材使用量/全体木材使用量が50%以上に変更
抽出で中間確認を行う
- 設計**：補助要件を県産材使用量/全体木材使用量が50%以上に変更
契約前に申込可能
- 木質化**：延床面積を改修部分延床面積に変更
- 木製品**：補助上限額を100万円に統一

<提出書類の簡略化>

- 木質化**：図面で明確に木質化面積が10m²を超えている場合は、色付け等があれば詳細な計算は必要なし
施工中の写真は必要なし
部材一覧表がm³計算に変更
- 木製品**：図面で県産材使用箇所を図示(色付け等)していれば、使用量の計算は必要なし
施工中の写真は必要なし